

地域学校協働活動

のすすめ

熊本県教育委員会 平成30年8月作成

熊本県が推進する「地域と学校の連携・協働」の姿



熊本県教育委員会関係各課・各教育事務所・関係部局

各プラン等

- ◆ 少子高齢化や急速な技術革新等により、子供を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会総掛かりによる教育が重要
- ◆ 地域学校協働活動とは、地域と学校が相互にパートナーとして双方向に連携・協働して行う様々な活動
- ◆ 地域学校協働活動により、未来を担う子供たちが、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材を育成する

中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成27年12月21日）

「誰かが何とかしてくれる、のではなく、自分たちが『当事者』として、自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。子供たちのために学校を良くしたい、元気な地域を創りたい、そんな『志』が集まる学校、地域が創られ、そこから子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの姿である。」

学校

「〇月〇日に、〇人の花壇整備及び登下校の見守りをお願いしたいのですが...」

これまでは学校への一方向の支援が多かった

依頼

支援

コーディネーター（推進員）等

「はい、わかりました。学校支援ボランティアの方と防犯パトロールの方がそれぞれ〇人と〇人伺います。」

※コーディネーター（推進員）不在の場合は直接依頼

要請

協力

地域

地域住民等

これからは「学校へ」だけでなく「地域へ」も含めた双方向の活動へ

学校の課題
社会性の欠如
職業観の醸成
自己肯定感の低下
達成感の欠如
コミュニケーション不足
通学時の安全確保

課題提起

学校運営協議会等で課題解決の熟議

地域の課題
地域内のコミュニケーション不足
人口減少
地域行事の担い手不足
地域活性化

保護者

区長・民生委員等

学識経験者

学校関係者

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)

地域団体関係者

連携

地域学校協働本部で「連携・協働」をコーディネート

協働

地域団体関係者
商工会等
民生委員

- ◆児童・生徒に祭りに参加してもらうだけでなく、企画からスタッフとして参画してもらいたい。
- ◆防犯パトロールの新規メンバー獲得のため、今度の会合で呼びかけます。

企業等

- ◆キャリア教育として、職場体験や出前講話など協力します。
- ◆花の苗を育てるためのプランターなど寄贈します。他にも協力できることがあれば、相談にのります。
- ◆地元特産品等のアピールを児童生徒に企画してもらいたい。

貢献

- ◆町のイベントがあるので、その企画にも一緒に取り組めるように場を提供します。
- ◆地域の商店街に新たな「こども110番の家」を依頼します。各営業車に防犯パトロールのステッカーを貼ります。
- ◆子供が一人暮らしの老人宅を訪問するときは、わたしたちも一緒に訪問します。その際、軒先から子供たちを見守ってもらうようお願いします。

- ◆地域の一人として、地域の祭りに取り組めるように教育課程を編成します。
- ◆子供たちが育てた花の苗を、一人暮らしの老人宅に届けて毎日登下校時に水やりなどの交流活動に取り組みます。
- ◆職場体験や事業主の講話などを通して職業観を育みます。

学校

※学校の課題を地域関係者とともに熟議することで、共通の課題意識を持ち双方向に取り組むことから相乗効果も高まる

◆地域学校協働活動の効果

子供たちにおける効果

- 多様な地域住民等とのふれあいを通じて、学びや体験活動が充実します。
※「〇〇ができるようになって嬉しいです。」
- 地域に根ざした活動を地域住民の方々の参画を得ながら実施することで、子供たちのふるさどに対する理解と愛着、地域の担い手としての自覚が高まります。
※「自分も地域の一人として、少しでも地域の力になれるようになります。」
- 地域の課題を多様な方々と共に解決するといった経験を積むことで、子供たちのコミュニケーション能力、自ら課題を解決しようとする資質や能力が高まります。
※「地域の方と気軽に挨拶ができるようになりました。」
- 活動を通じて、子供たちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれます。
※「中学生になったら、小学生への読み聞かせをしたい。」

学校における効果

- 活動を通じて、地域の中に、学校の教育活動に対する理解者、支援者が増えます。
※「子供たちの登下校時に声かけしてくれる方が増えて、見守りの効果が高まりました。」
※「相談できる地域人材が増えました。」
- 地域資源を活かした効果的な授業づくりが進むとともに、「社会に開かれた教育課程」への具現化(注1)が図られます。
※「学校教育だけでは教えられないことも、地域の方から数多くのことを学ぶことが増えました。」
- 各種ボランティアが組織化されることで、教職員の異動にかかわらず、継続的な学校支援体制が整います。
※「教職員の働き方改革につながります。」
- 教職員自身が地域の人々との関わりを通じ、地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮につながります。

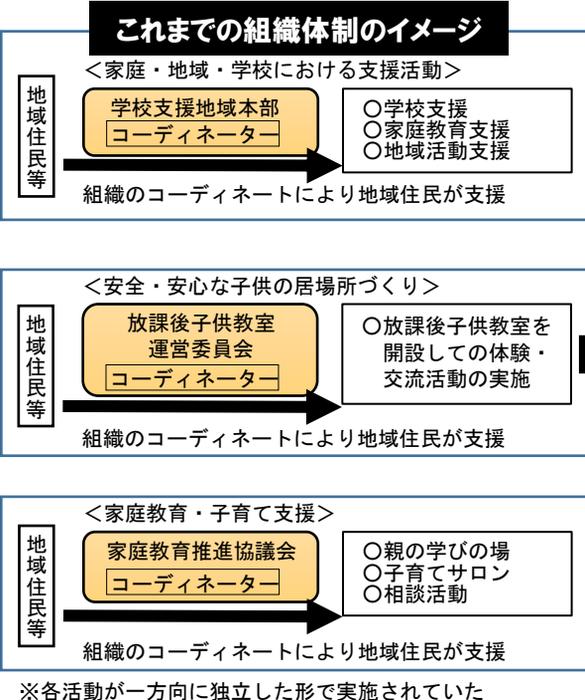
地域における効果

- 自らの知識や技能、学びの成果が子供たちの教育の場で生かされることで、地域住民等の生き甲斐や自己実現の機会がつけられます。
※「そろばん講座のおかげで、学校では“そろばん先生”と呼ばれて嬉しいです。」
- 子供たちを含めた地域住民の参画による地域課題の解決につながる活動を通して、地域づくりの担い手が育成されるとともに、地域の教育力が向上します。
※「地域の祭りに中学生が企画・運営に入ってくれるので、これからも引き継がれていくでしょう。」
- 子供たちの学びを核として、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、地域コミュニティ再生につながります。
※「学校に行く機会が増えて、地域の仲間も増えました。」

(注1) <社会に開かれた教育課程> 開かれた社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

地域学校協働本部について

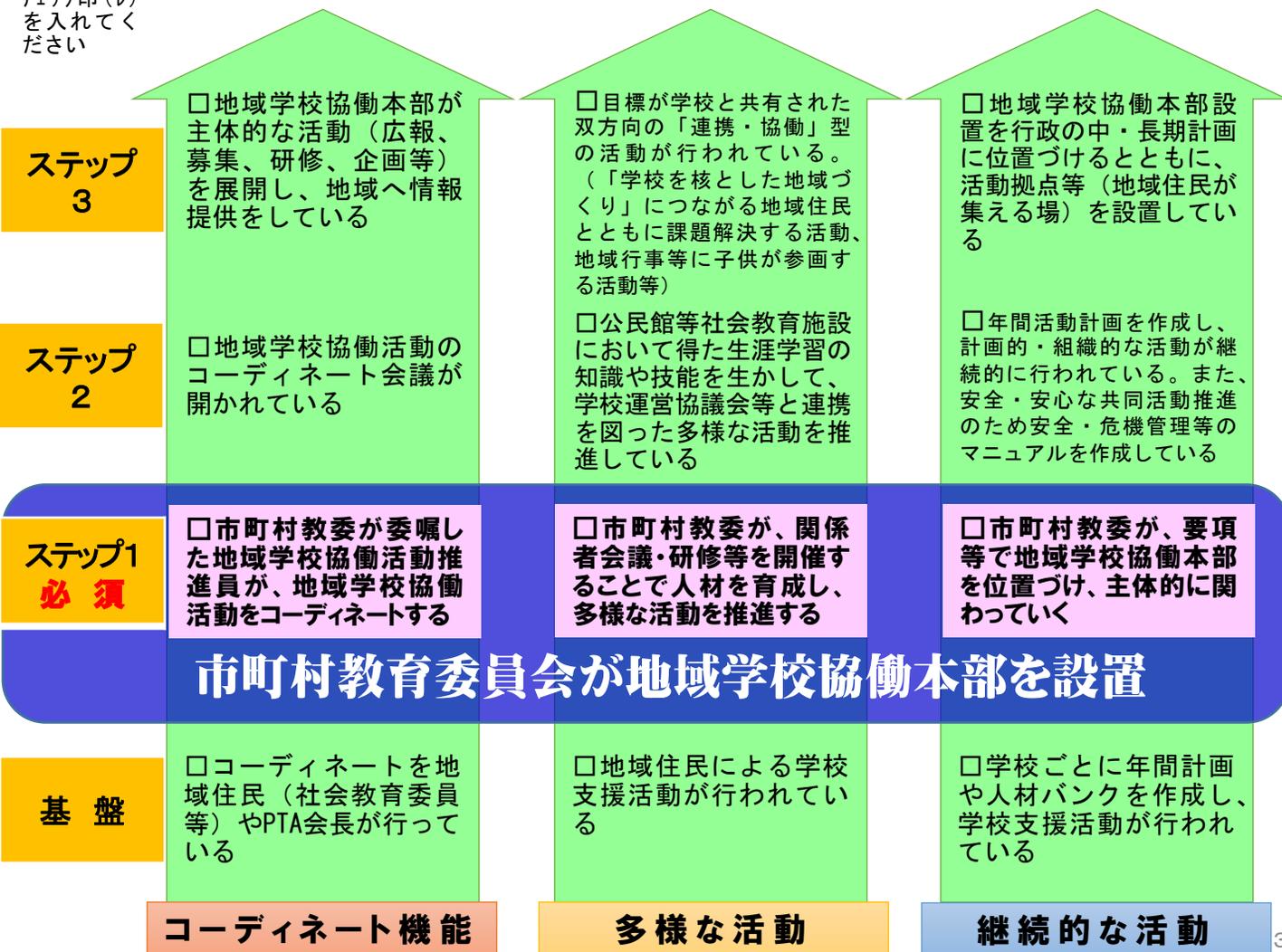
地域学校協働本部のイメージ



～地域学校協働本部の充実に向けて～

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る

※□には現段階でできていればチェック印(✓)を入れてください



地域学校協働本部の設置について

地域学校協働活動の組織化については、市町村教育委員会が学校と協議しながら、既存の組織を基盤として、**地域の実情に応じて進めます**。
本部の設置を市町村に1つとするか、あるいは中学校区毎、学校毎にするかについては、自治体や学校規模等を考慮しながら、活動しやすい体制を整えます。

<パターン① 自治体に1つの本部を設置する例>

地域学校協働活動運営委員会

市町村教育委員会に地域学校協働本部を設置
事務局と地域学校協働活動推進員〔又は統括推進員〕を配置

〇〇市町村地域学校協働本部

市町村内全ての学校を統括し、各学校に地域コーディネーターを配置することも考えられる

メリットとデメリット

- 自治体としての方針が提示できる
- 広範囲から人材確保ができる
- 実践情報の交換ができる
- 広範囲で活動ができる
- ▲学校独自の活動がしにくい
- ▲学校ごとの会合も必要であり、会合の回数が多くなる
- ▲各学校に地域コーディネーターを配置できないと推進員の負担が増える

<パターン② 中学校区毎に本部を設置する例>

市町村教育委員会

地域学校協働活動運営委員会

中学校区に地域学校協働本部を設置
事務局と地域学校協働活動推進員を配置

A中学校区
地域学校協働本部

B中学校区
地域学校協働本部

中学校区を統括し、各学校に地域コーディネーターを配置することも考えられる

メリットとデメリット

- 小中連携の活動がやりやすくなる
- 学校近隣の人材活用ができる
- 地域に密着した活動ができる
- ▲学校教育目標の調整が必要になる
- ▲学校独自の活動がしにくい
- ▲学校規模によっては、偏りが出てしまう

<パターン③ 学校毎に本部を設置する例>

市町村教育委員会

地域学校協働活動運営委員会

各学校に地域学校協働本部を設置
事務局と地域学校協働活動推進員を配置

C小学校区
地域学校協働本部

D小学校区
地域学校協働本部

E中学校区
地域学校協働本部

メリットとデメリット

- 学校独自の活動ができる
- 学校近隣の人材活用ができる
- 地域に密着しているため、参画活動や貢献活動がしやすい
- 日程調整、臨機応変な対応が可能
- ▲他校の実践情報が収集しにくい
- ▲人材の範囲が限られる
- ▲小中一貫の取組が難しい

地域学校協働本部におけるコーディネート例

1 学校で行われる地域学校協働活動への

地域住民等の参画

- (1) 各学校は、地域学校協働活動の年間計画案を作成
- (2) 本部は、年間計画案を基に「コーディネート会議」を開催し、引き受け団体や個人の候補者を選定
- (3) 学校と調整をしながら、候補者との交渉
- (4) 地域学校協働活動の実施

2 地域で行われる行事等への

地域学校協働活動としての児童生徒の参画

- (1) 地域団体は、地域行事等における計画案を作成
- (2) 本部は、計画案を基に学校に照会及び説明
- (3) 学校は、計画案を基に活動内容の検討
- (4) 地域学校協働活動としての児童生徒の参画

地域学校協働活動推進員について

地域と学校の橋渡し役となるキーパーソンの存在
社会教育法第9条の7で位置づけられました。

コーディネーター経験者
地域ボランティアとして参画している人
PTA関係者 退職校長や教職員
自治会等の関係者 地域や学校の実情
を理解する民間企業等関係者
社会教育主事の有資格者 等

【推進員の役割】

- ◆地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ◆地域や地域住民、民間企業等の関係者との連絡・調整
- ◆地域ボランティアの募集・確保
- ◆地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ◆地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

【推進員に望まれる人材】

- ◆地域学校協働活動に熱意と識見がある
- ◆地域学校協働活動に深い関心と理解がある
- ◆地域の住民、団体、機関の関係をよく理解している
- ◆学校の実情や教育方針への理解がある
- ◆活動を円滑に進めるためのコミュニケーション能力があり、人を動かす力がある
- ◆課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間とともに進めることができるファシリテート能力がある